

長崎県個人情報保護条例の改正要旨

個人情報保護法等の改正に係る長崎県個人情報保護条例の改正について

1 改正要旨

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の改正により、要配慮個人情報の定義が新たに設けられたこと等を踏まえ、所要の改正を行うもの

2 今回の主な改正点

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）の改正の趣旨を踏まえ、要配慮個人情報の定義を新たに追加した。

3 個人情報保護法等の主な改正点

(1) 個人情報の定義として、以下の情報が対象となることを明確化

（個人識別符号）

- ・身体的特徴等（顔認識データ、指紋認識データなど）を電子計算機の用に供するために変換した符号
- ・役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号であって対象者ごとに異なるものとなるように割り当てられたもの（旅券番号、運転免許証番号、マイナンバーなど）

(2) 要配慮個人情報の規定の新設

要配慮個人情報（人種、信条、病歴、犯罪により害を被った事実など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報）の取扱いについては、原則として本人の同意を得ることを義務化（行政機関個人情報保護法においては、要配慮個人情報が含まれる旨を個人情報ファイル簿に記載し、公表することを規定）

(3) 匿名加工情報の規定の新設

匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報）の類型を新設し、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、第三者への提供等を目的として自由な流通・利活用を促進（行政機関個人情報保護法においては、行政機関非識別加工情報）

(4) 取扱う個人情報の数が5000人分以下である事業者を規制の対象外とする規定を廃止

4 条例改正についての考え方

前記（１）及び（４）にかかる分については、マイナンバー事務に係る個人情報定義の規定等、関係法と整合性を図るため既に改正済み。（平成２９年５月３０日施行）

今回は、個人情報保護法等の改正の趣旨を踏まえ、取り扱いに特に配慮を要する「要配慮個人情報」（前記（２））についての改正を行う。

「要配慮個人情報」については、対象の範囲や取り扱いについて、国における個人情報保護条例の見直し等についての検討会の結果や各自治体の状況等を参考に対応を検討することとしていたものであるが、平成２９年５月に国の検討会の結果が取りまとめられ、総務省から通知（技術的助言）が出されたことから、その内容及び各自治体の状況を踏まえ、また、本県における要配慮個人情報の取扱状況の精査等も行った上で個人情報保護審査会の意見を聴き、今回、要配慮個人情報の定義等を新たに追加することとした。

なお、前記（３）「匿名加工情報（行政機関非識別加工情報）」については、新しい概念であり、全国的にもほとんどの都道府県が検討中の状況であることから、具体的な運用方法等について今後、国や他県等の状況を注視しながら検討することとし、必要があれば改めて条例改正を行うこととしている。

長崎県個人情報保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人識別符号 次に掲げるもののいずれかに該当する文字、番号、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「<u>政令</u>」という。）第1条で定めるものをいう。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(3) <u>要配慮個人情報</u> 本人の<u>人種（民族を含む。以下同じ。）</u>、<u>信条（思想及び信教を含む。以下同じ。）</u>、<u>社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令第2条で定める記述等が含まれる個人情報</u>をいう。</p> <p>(4) <u>～(11)</u> 略</p> <p>(個人情報取扱事務の登録等)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「<u>個人情報取扱事務</u>」という。）について、次に掲げる事項を記載した<u>個人情報取扱事務登録簿</u>（以下「<u>登録簿</u>」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならぬ。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 記録されている個人情報の項目（<u>要配慮個人情報</u>が含まれるときは、<u>その旨</u>）</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 実施機関は、<u>人種、信条、社会的身分及び犯罪の経歴に関する情報</u>その他社会的差別の原因となるおそれのある情報は、収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人識別符号 次に掲げるもののいずれかに該当する文字、番号、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第1条で定めるものをいう。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(3) <u>～(10)</u> 略</p> <p>(個人情報取扱事務の登録等)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「<u>個人情報取扱事務</u>」という。）について、次に掲げる事項を記載した<u>個人情報取扱事務登録簿</u>（以下「<u>登録簿</u>」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならぬ。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 記録されている個人情報の項目</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 実施機関は、<u>思想、信条及び信教に関する情報並びに人種、民族、犯罪歴</u>その他社会的差別の原因となるおそれのある情報は、収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。



平成30年1月25日

長崎県知事職務代理者

長崎県副知事 瀨本 磨毅穂 様

長崎県個人情報保護審査会
会長 池内 愛



「個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の改正に係る「長崎県個人情報保護条例」の改正について（要配慮個人情報の取扱いについて）（意見）

平成30年1月17日に開催された第81回長崎県個人情報保護審査会において提案のあった標記議題についての当審査会の意見は、別紙のとおりです。

長崎県における「要配慮個人情報」の取扱いについての意見

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）の改正により、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報について、「要配慮個人情報」と定義された。あわせて、行政機関個人情報保護法においては、本人が自己に関する要配慮個人情報の利用の実態をよりの確に認識しうるよう「要配慮個人情報」が含まれる旨を個人情報ファイル簿に記載し公表することが規定されている。

一方、長崎県個人情報保護条例（以下「条例」という。）においては、思想、信条及び信教に関する情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（以下「センシティブ情報」という。）について、原則収集禁止としている。また、センシティブ情報が含まれる旨を個人情報取扱事務登録簿に記載し、一般の閲覧に供することとしている。

以上を踏まえ、当審査会が検討した結果は、以下のとおりである。

（１）定義及び個人情報取扱事務登録簿への登録について

「要配慮個人情報」には、本県がセンシティブ情報としていない情報も規定されており、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法（以下「法等」という。）の改正の趣旨を踏まえると、本県が保有する個人情報に関しても、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を明確にする必要があると考えるため、条例においても要配慮個人情報の定義を設け、その範囲は法等と同様にすることが適当である。

また、国は個人情報ファイル簿に要配慮個人情報の有無を記載し、これを公表するとしており、本県においても従来からセンシティブ情報について個人情報取扱事務登録簿で明示していることから、本県の個人情報取扱事務登録簿に要配慮個人情報の有無を記載し公表することについても、適当である。

(2) 「要配慮個人情報」の収集制限について

本県の個人情報取扱事務においては、要配慮個人情報のうちセンシティブ情報以外の個人情報を取り扱っているものが多数存在している。これらの情報は当該業務を行う上で必要不可欠として現に収集されているものであり、これらの情報についてまで収集を制限すると、その情報を取り扱う事務の性質上、通常業務に支障を来し、県民に不利益が生じるおそれも考えられる。

一方で、センシティブ情報は、個人の人格、内心の自由に深く関わる情報であって、その情報の性質上、個人の権利利益に対する重大な侵害をもたらすおそれがあるとして設けられたものであって既に定着しており、これまで収集制限があることで事務に支障をきたすなどの不都合等も生じていないことから、これを緩和することは個人の権利利益の保護の観点から適切ではないと考える。

以上のことから、「要配慮個人情報」全般についての収集制限は設けないが、センシティブ情報に引き続き収集制限を設けることは、適当である。

なお、行政機関個人情報保護法においては、要配慮個人情報についての収集制限は設けられていないことから、各地方公共団体における要配慮個人情報の収集制限については、収集制限を行う情報の範囲も含め、地域の特性に応じて適切に判断する必要がある。そのため、条例においてセンシティブ情報に引き続き収集制限を設けることについて、丁寧に説明してほしいとの意見があった。

